

高岡市体験農園（福岡地区生きがい農園）の利用ルール

1 生きがい農園の目的

生きがい農園は、市民が農作業を通じて、土に親しみ、ゆとりと潤いのある時間を過ごしていただくことを目的として貸し出されています。

2 利用期間

- (1) 利用期間は、毎年4月1日～翌年3月31日までとし、利用期間の終了とともに利用資格を失います。
- (2) 中途申込みの場合には、許可日から最初に到来する3月31日までとします。

3 栽培作物

農園で栽培する作物は、利用期間内に収穫できるものにして下さい。ただし、前年利用者が継続して利用する区画については、この限りではありません。

4 禁止行為

利用者は、園内において次の行為をしてはいけません。これに従わない場合は、使用許可を取り消すことがありますのでご注意ください。

- (1) 農園を営利の目的に利用すること
- (2) 農園を転貸すること
- (3) 正当な理由もなく農園を利用しないこと
- (4) 隣接及び近隣住宅に迷惑になる行為をすること
(乾燥・強風の日の火の使用、長時間に渡る車両の駐車等)
- (5) 農園内空区画での廃棄物の投棄、資材置場設置及び農作物を栽培すること
- (6) その他、農園の管理に支障となる行為をすること
(隣地境界ネットへの延焼等による損壊、樹木の栽培等)

5 農薬使用、かん水方法

- (1) 利用者は、園内においての除草剤散布はしないでください。
- (2) かん水はじょうろで行い、水道水などのホースによるかん水は行わないようにして下さい。

6 農作物の帰属

利用者が利用した農園から収穫された農作物は、利用者に帰属します。

7 損失補償等

- (1) 貸主は、利用者が自然災害・病虫害・盗難等による栽培作物の損害及び補完物品の盗難、利用者間のトラブル等に対し、一切の責任を負いません。
- (2) その他、貸主の特別な諸事情により、継続耕作が出来なくなった折りの立退き料及び代替用地を求めることは出来ません。※高岡市体験農園農地貸付規程第13条関係【裏面参照】

8 雑草管理について

利用いただく区画内の雑草については、定期的に除草するよう心掛けてください。雑草をそのまま放置すると他の利用者の方に迷惑となります。また、栽培休止期間を設けられる場合においても、利用区画内の適切な除草をお願いします。

9 その他

- (1) 自然災害、福岡地区生きがい農園利用規則に違反した場合等、利用期間内であっても利用許可を取り消す場合があります。
- (2) この農園について疑義が生じた事項又はこの書面に定めのない事項については、必要に応じて協議のうえ定めるものとします。

※裏面あり

高岡市体験農園農地貸付規程より抜粋

(立退き料及び代替用地の不对応)

第 13 条 第 4 条第 1 項第 1 号の規定による貸付期間の満了及び第 10 条の規定による貸付契約の解約にあっては、立退き料及び代替用地の請求には応じないものとする。

(貸付条件)

第 4 条 貸付条件は、次のとおりとする。

(1) 貸付期間及び貸付けに係る貸付料は、次の表のとおりとする。

貸付農地	貸付期間	貸付料
		区画／年（円）
福岡地区	1 年（4 月～3 月）	3,000

(2) 貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、市に、貸付農地の貸付料を貸付契約の際に前納するものとする。

2 貸付農地において借受者は、次の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (3) 草花又は野菜等の栽培以外の用途に使用すること。
- (4) 樹木を栽培すること。
- (5) 貸付農地を第三者に転貸すること。
- (6) 近隣の土地又は指定された区画以外に立ち入ったり、不法駐車等により近隣の住民及び他の借受者に迷惑を及ぼすこと。
- (7) 廃物、汚物又は資材等の農作物の栽培に必要としない物の搬入及び耕土を搬出すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、農園の運営目的に反すること。

(貸付契約の解約)

第10条 市は、次に該当するときは、貸付契約を解約することができるものとする。

- (1) 借受者が貸付契約の解約を申し出たとき。
- (2) 借受者が第 4 条第 2 項に掲げる行為をしたとき。
- (3) 借受者が貸付け農地を正当な理由なく耕作しないとき、又は 2 箇月以上農園を放置したとき。
- (4) 借受者が市の指示に従わず、又は借受者としてふさわしくない行為があったとき。
- (5) 農園の管理運営上、特別な事情が生じたとき。